

○浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準

平成12年3月22日

規程第16号

(趣旨)

第1 この指導基準は、小山市浄化槽指導要綱（以下「要綱」という。）第3第4項第2号のただし書の規定により、浄化槽からの放流水を敷地内で処理するための装置（以下「処理装置」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理装置の設置に関する基準)

第2 処理装置を設置する場合は、次に適合していること。

1 設置場所

- (1) 原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。
- (2) 地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から1.5m以上の場所で、湿潤でない場所であること。
- (3) 処理装置と他の施設等の外周間の距離は次のとおりとすること。
  - ア 隣地境界まで1m以上
  - イ 建築物まで1m以上
  - ウ 井戸その他の水源まで水平距離5m以上（ただし、30m未満に設置するときは、水源の水質検査を年1回以上行い、常に水源の衛生管理を行うこと。）

2 構造

- (1) 処理装置はトレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。
- (2) 重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとする。
- (3) 処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる柵等を設ける構造であること。
- (4) 処理装置は浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。

(5) 保守点検及び清掃作業が容易にできる構造であること。

### 3 浄化槽放流水の水質基準

浄化槽からの放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。

区分	BOD
単独処理浄化槽	日間平均値60mg/1以下
合併処理浄化槽	日間平均値20mg/1以下

### 4 その他の留意事項

処理装置の設置者（管理者）は、次の事項に留意すること。

- (1) 処理装置の機能が十分に発揮されるよう常に点検を行うこと。
- (2) 処理装置を設置した区域の地表には、建築物を設けたり、舗装しないこと。

(処理装置の設置に係る手続き)

第3 処理装置を設置し、浄化槽放流水を敷地内処理しようとする者は、浄化槽設置等の届出書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 処理装置概要書（様式第1号）
- (2) 処理装置の構造図  
平面及び断面の各図とし、平面図には処理能力計算、図面作成者及び作成年月日を記載すること。
- (3) 設置場所付近の見取図  
建築物、浄化槽、処理装置、隣地との境界、井戸等の位置を明示した図
- (4) 設置場所付近の状況写真
- (5) 維持管理に関する誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

附 則

この基準は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成14年5月15日規程第30号）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規程第12号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号

浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書

設 置 者			
設 置 場 所			
処理装置の名称			
処 理 能 力	処 理 水 量	m <sup>3</sup> /日	
	処理水水質	BOD	mg/l
	処 理 面 積	m <sup>2</sup>	
設置場所付近の状況 (処理施設と他の施設等の外周間との距離)	隣地境界	m	
	建 築 物	m	
	井 戸	m	
製 造 者	住 所		
	氏 名		
施 工 業 者	住 所		
	氏 名		
浄化槽の概要	人槽及び日平均汚水量	人槽	m <sup>3</sup> /日
	処 理 方 式	単 独	合 併
	処 理 水 水 質	BOD	mg/l
後処理装置の概要 (単独処理浄化槽の場合)	名 称		
	処 理 方 式		
	処 理 能 力	BOD除去率	%

様式第2号

維持管理に関する誓約書

私は、\_\_\_\_\_に設置する「浄化槽放流水の敷地内処理装置」の維持管理を適正に行うとともに、処理装置の維持管理に起因して付近の生活環境保全上支障が生じた場合は速やかに改善すること、及び処理装置から30m未満にある水源について水質検査を年1回以上行い常に水源の衛生管理を行うことを誓約いたします。

年 月 日

小山市長 様

設置者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

様式第 1 号

様式第 2 号